

「劣等性のしるし」を取り除くこと

ーアメリカの公立学校における人種統合の施行について

権 田 建 二

アメリカ合衆国において奴隷制の下で市民として扱われなかった黒人は、奴隷制廃止後も差別的な待遇を受けることになった。十九世紀後半の南部では、いわゆるジム・クロウと呼ばれる慣習的制度のもと、電車・バス等の公共施設や映画館等の娯楽施設において、黒人用の設備・施設と白人用のそれは完全に分けられた。また、識字テストなどを盾に選挙人としての登録を拒まれ、参政権を不当に剥奪され、黒人と白人が結婚することを法律で禁止されるなど、黒人は著しく人権を侵害された。

このような人種隔離制度が撤廃されるきっかけとなったのは、1954年の合衆国最高裁判決「ブラウン対教育委員会」である。これは、人種によって公立学校を白人専用のもので黒人専用のもので分けなければならないと定めた、当時南部の17の州で存在していた人種隔離法を憲法違反とした。これをきっかけに、学校以外の施設における人種隔離も次第に撤廃されるようになったことを踏まえて、この判決は、黒人の公民権獲得のための運動において記念碑的な出来事として捉えられている。

本稿では、人種隔離の撤廃が、なぜ最初に、学校教育の場でなされなければならなかったのかを考えてみたい。人種隔離廃止を訴えるのは、なにも、学校教育でなくてもよかつただろう。その証拠に、人種隔離を合法化することとなった1896年のプレシー判決で争点となったのは、電車の車両における人種隔離が合衆国の憲法に違反しているか否かであった。1954年に、学校教育が、人種隔離廃止の是非の争点となったのは、単なる偶然ではない。その理由を探ることで、人種隔離を強制的に廃止することと統合を強制することの問題を明らかにしたい。

1. 人種統合のジレンマ

ブラウン判決以降、アメリカは黒人と白人の人種の統合を目指してきたのだが、そのような試みには常に一つのジレンマがつきまとう。このことを司

法長官エリック・ホルダー (1951-; 在任 2009 年 2 月から) が 2009 年に黒人歴史月間 (Black History Month) を記念して行ったスピーチを元に確認したい。

合衆国では、毎年 2 月を黒人歴史月間として、合衆国の歴史において黒人が果たした役割を振り替えることにしている。これはそもそも 1926 年に黒人の歴史学者カーター・G・ウッドソンが奴隷解放宣言を発したエイブラハム・リンカーン (1809 年 2 月 12 日生) と奴隷から自由人となった後に奴隷解放運動に身を捧げたフレデリック・ダグラス (1817 年 2 月 14 日生と言われているが正確にはわからない) が生まれた週を記念して 2 月の第二週を “Negro History Week” としたのが始まりだ。1976 年から毎年 2 月が “Black History Month” となり、それ以降、毎年決まったテーマをもとにして、議会図書館を始めたとした公共施設で展示会等の催しを行うことで、白人・黒人の区別無く広く一般市民に、黒人の歴史を知らせ、その重要性を学ばせる教育の機会となっている。¹

オバマ政権下で、史上初の黒人司法長官となったエリック・ホルダーは、司法長官に就任して初めての黒人歴史月間を迎えて、その重要性を説くスピーチをした。まず、彼は、人種の統合という観点から見た場合、合衆国は 50 年以上前のブラウン判決の時代から、大きく進歩したとことを認めつつ、それでもまだ不十分だと言う。確かに、職場では黒人と白人は一緒に働き、社交的につきあひもする。しかし、一旦職場を離れたら、そのような友好的なつきあひは途絶えてしまう、とホルダーは指摘する。「土曜や日曜になれば、2009 年のアメリカは、ある意味においては、50 年前のこの国とそれほど変わらない」のである (“Attorney General”)。このような「自発的に社会的隔離を選んでいる状態」は、悲しいことだとホルダーは嘆く (“Attorney General”)。

そこで、ホルダーは黒人歴史月間を利用して、意識的に「人種間の対話」を試みようとする。

ですから、私は次のように提案したいと思います。毎年 2 月を黒人の歴史を記念することに使うだけでなく、人種間の対話を育む期間として使ってみてはどうでしょうか。これは、正直なところ、より自然に発生しなければならぬ議論を、人工的な装置を使って生み出すこととなります。しかしながら、われわれの歴史は、自分たちが避けることに長けるようになったものに直面する方法を探し出すことを、われわれに余儀なくしているのです。 (“Attorney General”)

ここには一種のジレンマがある。というのも、本来的に、個人と個人の交友関係は自然発生的に生まれるものであって、意識的努力の結果として達成されるものではないからだ。たとえ、他人と友達付き合いをすることができても、それが「この人と仲良くしなければならぬ」という意識に支えられているとすれば、そのような関係は「仲が良い」状態とは決して言えないだろう。「付き合いを強要すること」は、ことばの正しい意味で矛盾である。しかし、一方で、意識的に「仲良く」しようと思わなければ、なかなか人種の垣根を越えて黒人と白人が親密に接する機会がないのも現実なのだ。

もっとも、ホルダーもこのようなジレンマは十分に認識している。そのことは、彼が「黒人歴史月間」を人種間の友好関係を促進するための「人工的な装置」と呼んでいることに明らかだ。ホルダーは、本来的には、「自然」で「自発的」であるはずの人間関係を人為的であっても作り上げることから、人種が真の意味で統合された社会の実現に向かっていこうと語りかけているのである。

しかし、「人工的・強制的な付き合い」は、果たして人種の統合という目的にとって本当に有効な手段なのだろうか。われわれは、法の施行 (enforcement) として、文字通り、社会的付き合いが強制されたケースを知っている。ブラウン判決によって公立学校で人種隔離が撤廃された後、1957年にアーカンソー州リトル・ロックで起きたある出来事だ。それまで白人しか入学を許可されていなかった高校で、初めて黒人の学生が通学することになったとき、地域住民がこれに猛反対したのである。アーカンソーの州知事は住民に味方して、人種隔離撤廃のために積極的に行動しなかった。これに業を煮やしたアイゼンハワー大統領が、州兵に護衛させて黒人学生を登校させることで、事態の収束を図ったのだった。これは、ブラウン判決と人種統合に対する南部の激しい抵抗を端的に表した出来事として人々に記憶されている。²

この出来事に反応した知識人に、ハナ・アレントがいる。1959年に彼女が発表した、「リトル・ロックに関する意見」(“Reflections on Little Rock”) というエッセイを手がかりに、人種隔離撤廃の問題(社交的つきあいを強制することの問題)をまず整理してみたい。そうすることで、アレントの明晰な議論から抜け落ちて見えてくるだろう。それを拾い上げることで、なぜ人種隔離の撤廃が学校教育の場でなされなければならなかったのかの理由を明らかにしたい。

II. ハナ・アレント：社会的領域の問題としての人種統合

アレントは、人種隔離撤廃が学校制度においてなされたことに対してはつきりと否定的な評価を下している。もちろん、人種による分離を容認すべきだと言っているのではない。人種の統合そのものは基本的に良いことだとしながらも、それが、学校教育という場で強制されたことに対して否定的な見方をしているのである。「基本的人権や基本的政治的権利が全く危険にさらされておらず、社会的・個人的権利といった、基本的人権や政治的権利と負けず劣らず重大な権利があまりにも簡単に侵されてしまう領域において、市民権を強制するのが賢明であるかは、非常に疑わしい」(Arendt 56) とアレントは言う。

つまり、アレントによると、学校教育における人種の統合はメリットよりもデメリットの方が多いということだ。それを行うことには、基本的人権・政治的権利に抵触していないため、すぐにでも始めなければならない、といった切迫した理由はない。その上、学校教育で人種統合を(強制的に)施行すれば、社会的、個人的権利を侵害してしまうことになるというのだ。

こういったアレントの主張を理解するためにはまず、彼女が述べる political, social, private という権利の分類を理解しなければならない。このエッセイで、アレントは、共和制国家における人間の活動を三つの個別の領域に分けている。政治的領域、社会的領域、個人的領域である。

アレントによれば、人が平等に扱われなければならないのは政治的領域においてのみである。「平等性は、政体にその起源があるだけでなく、その有効性は、政治的領域にはつきりと限定される」(Arendt 50)。というのも、共和制国家は、定義上、政治に参加する権利が市民全員に等しくあることを前提としているからだ。投票権・被選挙資格という政治的権利が、全ての人民に平等に与えられなければならないという意味で、政治的領域においては、全市民は全く平等に扱われなければならない。

次に社会的領域だが、ここで支配的な原理は、「区別」(segregation) である。この領域では、人々は、階級や人種、エスニシティに依拠したより小さな集団に分かれる。人々には、自分と似た人たちがより集まって構成されるこれらの社会集団に分かれる権利がある。似たもの同士が集まるということは、すなわち、仲間と仲間以外を「区別」しているということだ。「この領域で重要なのは、個人の特異性ではなく、人々が特定の集団に帰属する際に依拠す

る差異である。こういった集団は、識別可能であるということそれ自体によって、同じ領域における他の集団から区別されることを望んでいるのである」(Arendt 51)。

そして最後に、個人の領域がある。これを特徴づけるのは、「排除」(exclusiveness)の原理である。この領域において人は、友人や恋人といった自分にとって特別な他者を選ぶのだが、選別の基準となっているのは、付き合い合う相手が自分と似ているかどうかではないし、自分と同じ価値観を共有しているかどうかでもない。相手を選ぶのは、その人が他の誰でもないその人自身だからである。他の誰にも代え難いその人自身であるからという一回性・独自性 (uniqueness) を相手に認めることで可能となる人間関係は、uniqueな誰かをその他大勢とは峻別して選ぶという意味において「排除」によって支えられている。

この領域では、われわれは、一緒に生活したい相手、個人的な友人、愛する人を選ぶ。このような選択は、自分と似ているからといった理由や、ある集団の特質を共有しているからといった理由に基づくのではない。それは、何らかの客観的な基準や規則に基づいているのでは決してない。われわれの選択は、相手の特異な存在であるという特異性に関する、また、その人がわれわれが知っているどの人とも似ても似つかないという非類似性に関する、説明不能なしかし決して間違うことがない判断に基づいているのである。(Arendt 52)

アレントの議論の眼目は、学校教育の場で人種隔離撤廃を強制するのは、(個人的権利も関わってきはするが) 社会的権利を侵害するものでしかないということだ。ここで、アレントはまず社会的な権利の具体例を挙げ説明しようとする。アレントはユダヤ人なので、その例として、ユダヤ人専用のリゾート・クラブを挙げ、休暇中のユダヤ人が、そのような場所で同じ民族の人だけと付き合いおうとするのは、ユダヤ人の社会的権利であり、何ら問題ないと説明するのだ。

この例は現代の日本人にはなじみがなく、少し分かりにくいと思われるので、社会的権利のもう少し分かりやすい例を挙げたい。男子学生だけが通う男子校、女子学生だけが通う女子校というものが世の中には存在する。アレントによれば、これらが存在すること自体は全く問題がない。問題となるのは、共学を全面的に廃止して、世の中の全ての学校を男子校か女子校に分け

なければならぬと法律で定めた場合である。この場合—というのとは分離を強制した場合—誰と付き合うかという社会的権利が侵害されてしまう。学校制度における人種隔離が問題なのは、それが正にこの強制的な隔離を行っているからである、とアレントは述べる。そして、このような強制的隔離と全く逆の場合も同じように問題であるとアレントは考える。つまり、統合を強制することである。男子校と女子校を全て廃止して、共学を全児童に押し付けることは、性別によって男子校・女子校に児童を強制的に振り分けるのと全く同じ様に、自分の望む相手と交際するという社会的自由を否定することになるからだ。男子だけと付き合う、女子だけと付き合うという自由は、性別に関係なく友達を選ぶ自由と全く同等の自由なのである。

裁判所は分離を強制する法律を廃止しなければならない。しかし、裁判所ができるのはここまでだ。それは人種の統合を強制することはできない。差別的制度をなくすことはできても、平等を押し付けることはできない。Segregation を廃止できるが、desegregation を強制することはできないのだ。社会的権利を侵害する人種統合の強制的押しつけは行われるべきではないとアレントは結論づけるのは、こういった論理に基づいている。「人種隔離は、法による区別の強制である。人種隔離の撤廃ができるのは、区別を強制する法を廃止することだけである。区別を廃止して、平等を社会に強要することはできない」(Arendt 50)。

もっとも、人種統合（あるいは equality）が、いついかなるときも強制されるべきではないとアレントは述べているのではない。人種統合の強制が必要である場合もある。政治的権利と基本的人権が侵害された場合である。例えば、黒人であるという理由で、参政権が不当に剥奪されている場合。あるいは、黒人であるからという理由で、結婚相手を選ぶ自由が制限されている場合だ。これらは、それぞれ政治的権利、基本的人権の侵害であり、ブラウン判決が下された当時も、そしてアレントがこのエッセイを書いている当時も実際に、合衆国で行われていたことである。黒人の参政権の回復のきっかけとなったのは、1964年の公民権法によってであるし、異人種間の結婚を禁じたいいわゆる anti-miscegenation 法が憲法違反として廃止されたのは、1967年のことだった。アレントは、とりわけ、この anti-miscegenation 法を問題視する。「好きな人と結婚する権利は、基本的人権」であり、それに比べれば、「人種統合した学校に通う権利」など「重要度が低い」と言うのである。

(Arendt 49) このように基本的人権が侵害されている場合を差し置いて、なぜ学校教育の場で、人種統合が強行されなければならないのか、とアレントは問題提起する。「最高裁が anti-miscegenation 法を違憲だと判断しても、異人種間の結婚を奨励しようなどとは思わなかっただろうし、ましてやそれを強制的に施行しようなどとはしなかったはずだ」(Arendt 49-50) とアレントは皮肉を込めて挑発的に語る。

ここでアレントが見落としているのは、学校教育での人種隔離こそ、人権が侵害されているということだ。あるいは、少なくとも多くの黒人はそう受け止めていたという単純な事実である。

Ⅲ. ブラウン判決

学校教育における人種統合で問題になってきたのは、常に黒人の基本的人権だった。ブラウン判決で争点となったのは、アレントが言うように、交際する相手を選ぶ社会的権利ではなく、いかに self-confidence, self-respect を守るかといった「個人の領域」の問題だった。

1954年に判決が下されたこの裁判は、デラウェア、ワシントン DC、サウス・カロライナ、カンザス、ヴァージニアの四つの州と自治区で争われた裁判の一つにまとめて判決を下したものだが、(DCの裁判は、州法ではなく連邦法を対象としているので、他の裁判とは違う。したがって別の扱いを受けている。) その目的は全て同じであった。公立学校において人種隔離を撤廃することである。1909年に結成された全国有色人種向上協会 (NAACP) は、黒人の社会的地位向上のため、様々な差別的法律を廃止に追い込む訴訟活動を続けてきたが、学校教育における人種隔離撤廃もその一環として行われたものである。³

NAACPの黒人ロイヤーたちが、ブラウン判決のもとにまとめられた訴訟においてとった戦略は、人種隔離そのものが悪であることを証明することだった。これは、人種隔離を合法化することとなった1896年のプレシー判決を全面的に否定することを意味する。この裁判では、ルイジアナ州で、電車の車両を黒人専用、白人専用と人種によってわけることを電車会社に必須として課した州法が、憲法違反であるか否かが争われた。判決では、黒人、白人それぞれの人種が別々の施設や設備をあてがわれたとしても、それらの施設や設備が質的に同等であれば、人種による別々の扱いは憲法違反ではないとされた。こうして「分離すれど平等」(separate but equal) という原則が認め

られ、人種隔離政策が公然と行われるようになる。もちろん、この原則は建前でしかなく、現実には、黒人にあてがわれた設備等は、白人のものとは比べて非常に粗末であり、物理的に平等と呼べる状態ではなかった。例えば、1901年に出版された黒人作家チャールズ・W・チェスナットの小説『伝統の髄』(The Marrow of Tradition) では、小説の主人公である黒人医師が、車掌により白人車両から黒人車両への移動を命じられるのだが、その黒人車両は白人用のものとは著しく劣るものとして描写されている。

それは古い車両だった。座席の布地は色あせており、あちこちでできた裂け目から詰め物が飛び出していた。床が数日は掃かれていないのは明らかだった。窓の下枠には、埃がうずたかく積もり、水を飲もうと思った冷水容器には、古くさい水がいっぱいで、氷が入られたことなどしばらくしないに違いなかった。(56)

また、学校教育に関して言えば、例えば、1930年の南部では、黒人生徒一人当たりには費やされる予算は、白人生徒一人あたりの28%だったとも言われている(Whitman xx)。

こういった不平等な待遇は、明らかに、プレシー判決に反するものだ。したがってこの点を問題にすれば、裁判に勝つことはほぼ確実だったのだが、ブラウン裁判における黒人ロイヤーたちはそうはしなかった。彼らは、個別的・具体的な設備・施設の平等化を求めたのではなく、そもそも黒人と白人をわけること自体が間違っていると主張したのだ。⁴つまり人種隔離そのものが憲法に違反しているということだ。

このように主張するために、NAACPの黒人ロイヤーたちは、人種隔離が合衆国の憲法に違反しているのは、それが、修正第十四条が定める何人も平等に法律の保護を受ける権利を侵害しているからであると議論を展開する。しかし、物理的な設備の公平性を問題にせず、人種隔離の不平等をどのようにして訴えればよいのだろうか。黒人ロイヤーたちは、人種隔離は、物理的にではなく、心理的に生徒に損傷を与えるものであると主張したのである。公立学校での人種隔離は、黒人の生徒に劣等感を植え付けるものだというのだ。黒人の生徒に劣等感を与える教育は、白人の生徒が受ける教育と本質的に違う。したがって、黒人の生徒たちは正しい教育の平等な機会を得ていないと結論づけるのだ。人種隔離教育は必然的にそのような損害と不平等を引き起こすというのである。このような戦略が全面的に成功したのは、ブラウ

ン判決の次の一節に明らかだ。

こうしてわれわれは、われわれに差し出された問題にたどり着く。公立学校における、人種の違いのみに基づいた子供たちの分離は—物理的な施設やその他の目に見える要素が同じだとしても—少数派の子供たちから教育を受ける平等な機会を奪っているのだろうか。われわれは、そのとおりだと思う。

・・・彼ら〔黒人の小学生や高校生〕を、違う人種であるという理由のみによって他の同じ年代の子供たちから分け隔てることは、社会における自らの地位に関して劣等感を生み出すことになり、この劣等感は、彼らの心と精神に決して元通りにすることができない仕方で影響を及ぼす。・・・「プレシー対ファーガソン」の時代の心理学の知識がどれほどのものであったとしても、このような事実認定は現代の心理学における権威によって十分に支持されている。「プレシー対ファーガソン」に書かれたことで、現代の心理学の研究に反するものは退けられるのである。

われわれは、公立教育の分野においては「分離すれど平等」という原則には存在する余地がないと結論づける。別々の施設をあてがうことは、本質的に不平等である。したがって、われわれは、原告および原告に似た境遇にいる人々は一これらの人々のため一連の訴訟はおこされたのだ—彼らが苦情を述べた分離政策によって、合衆国憲法修正第十四条によって保証されている平等な保護を奪われていると判断する。(Brown v. Board of Education 493-95)

NAACP のロイヤーたちがこのように結論づけるのは、全く根拠のないことではなかった。この判決文で、学校教育が黒人生徒に劣等感を与えることは、「現代の権威によって十分証明されている」とあるのは、黒人ロイヤーたちが、裁判で証人として呼んだ心理学者ケネス・クラークの実験を指している。当時ニューヨーク市立大学の心理学の教員であったクラークは、同じく心理学者であった妻と二人で、人種隔離が児童にあたる精神的影響を計る実験を1940年代に行った。

実験の内容とは次のようなものだ。まず二体の人形を用意する。この二つは、姿かたち、大きさ等外見は全く同じだが、唯一色だけが違う。一つは茶色で、もう一つは白い（ピンク）。これら二体の人形を6歳から9歳の黒人

児童に見せて、次のような質問をする。

「自分が一番好きな人形か一緒に遊びたいと思う人形をおしえて。」(“Show me the doll that you like best or that you’d like to play with”) 『『良い』人形をおしえて。』(“Show me the doll that is the ‘nice’ doll”), 『『悪く』見える人形をおしえて。』(“Show me the doll that looks ‘bad’”)。これらの質問をし、どの色の人形を肯定的に、どの色の人形を否定的に児童が捉えているのかを確認した後、さらに次の質問をする。「白人の子供に見える人形を選んでごらん。」(“Give me the doll that looks like a white child”) 「有色人種の子供に見える人形を選んでごらん。」(“Give me the doll that looks like a colored child”) 「黒人の子供に見える人形を選んでごらん。」(“Give me the doll that looks like a Negro child”) 「自分と似ている人形を選んでごらん。」(“Give me the doll that looks like you”) こうして、どの色の人形が自分に近いかを問う。自らが否定的 (“bad”) に位置づけた人形を自分の姿として認識することを迫られた児童の中には、その場から逃げ出したり、泣き出したりするものもいたという。しかし、クラークが後年述懐したところによると、彼にとって、恐らく最もショッキングであったのは、答えに窮して泣き出した子供ではなく、自己の否定的価値をすでに内面化してしまっていた子供だったという。

わたしは、より以前の実験においてアーカンソーで出会った一人の男の子のことを覚えています。私がカギとなる質問(「どの人形が自分だと思う?」)をしたとき、この子は、顔を上げて、笑みを浮かべ、笑い声をたてて、茶色の人形を指してこう言いました。「これがニガー。ぼくもニガー。」私はこれにはとても心をかき乱されました。マサチューセツ州で、質問に答えることを拒否したり、泣き出して部屋を飛び出した子供たちよりも、というのであれば、それらの子供たちに対してと同じくらい、心が痛んだのです。南部の子供たちは、質問が意味する劣等感を拒絶しなかったのです。彼らは、それを自分の現実的生活の一部として受けとめていたのです。北部の子供たちはもっとはっきりと感情的に劣等感を拒絶したのですが。」(qtd. in Williams 23)

NAACP の黒人ロイヤーたちは、クラークの実験を引用することで、損害賠償を求める裁判で弁護士が「どの程度の損害が引き起こされたのか専門家を証言台に立たせて証言させる」ように、損害の程度を立証しようとしたのである (Kluger 316)。学校教育における人種隔離が、個人の尊厳を奪うもので

あることを示したのだ。

劣等感を植え付けるといった損傷が個人の領域に深く関わる問題であることは言うまでもない。アレントが述べているように、「他の誰でもないあなた」を認め、選ぶことを可能にする *exclusiveness/unicqueness* の原理が支配するのが個人の領域であるならば、「他の誰でもないわたし」を肯定することを困難にする人種隔離が、個人の尊厳・権利と激しく対立するものであるのは明らかだ。

IV. デュボイス

しかし、学校教育における人種隔離撤廃は、黒人たちにとっては「個人の領域」の問題として初めから捉えられてきた。このことは学校教育における人種隔離撤廃に反対する黒人たちの主張に明らかだ。

W・E・B・デュボイスは、1935年に、「人種隔離された学校は黒人にとって必要か」(“Does the Negro Need Separate Schools?”) というエッセイを発表している。学校教育における人種隔離の撤廃に反対するデュボイスの議論には、主な論点が三つある。まず、黒人学校をなくして共学にしてしまえば、白人教師や白人児童の人種的偏見にさらされてしまい、かえって黒人の子供たちが劣等感をおぼえることになるのではないかという点。第二に、白人との共学を望む黒人の親たちは、黒人の教育者たちの能力を信じておらず、したがって黒人は劣っているという白人の価値観を受け入れているという点。そして最後に、白人の学校では決して教えられないことのない黒人独自の歴史を学ぶために、黒人の学校が必要であるという議論だ。

以上の三点から、デュボイスは黒人の学校の必要性を説くのだが、彼は、ナショナリスト(民族主義)的観点から、黒人と白人の分離を訴えているわけではない。デュボイスは、理想的には、黒人と白人の区別なく、教育を受けることが望ましいと考えている。「理論的に言えば、黒人は、人種隔離された学校も人種統合された学校も必要ない。黒人が必要なのは教育なのだ」(335)。結局、教育そのものには、色による違いなどないし、それによって知識の中身が変わるわけではない。とはいえ、現状において黒人が黒人学校以外で十分な水準の教育を受けることが許さない以上、黒人は自分たちで自分たちのために質の高い学校を維持するしかない、というのがデュボイスの主張である。

この文章が、読み書きができないある種の愚か者たちによって、人種隔離された黒人専用学校や大学を要求するものだと解釈されるだろうことは分かっている。しかし、それは私の真の目的ではない。私は単にありのままを言っているに過ぎない。簡単な英語で次のことを言っているだけだ。子供たちが人間として扱われることが可能になり、1935年に黒人であるということはどういうことか知っている、自分たちと同じ人種の先生から教わることを可能にする人種隔離された黒人専用の学校の方が、弱りきった黒人を蹴り飛ばすことが出来るというだけで自分たちが黒人より優れていると思込んでいる、無知で上昇志向の強い人々によって、黒人の男の子、女の子たちが、ドアマットのようにつばをはかれ踏みつぶされるよりは、はるかに良いだろう。また、黒人に必要な特定の学問領域、研究分野は、白人の学校ではほとんど提供されていないことも付け加えたい。私が言いたいのはこれだけで、それ以上ではない。(335)

結論こそ、デュボイスの主張は、ブラウン裁判の黒人ロイヤーたちと異なっているとはいえ、その議論が拠るところは同じである。デュボイスが繰り返し強調するのは、黒人としての誇りであり、個人の尊厳が尊重されなければならないということだ。「アメリカの黒人が自分たちの力と能力を信じないかぎり、白人の前で黒人はなすすべもないだろう」(333)。黒人が「自分自身を信じ」(331)、「自尊心」(“self-confidence”)(333)を大切にしなければならないということだ。

個人としての人間の尊厳を侵害されることは、学校教育における人種隔離に限ったことではないとはいえ、それが人生においてももっとも初期の段階で現れるのは、子供が生活する学校教育という場においてだろう。実際、デュボイス自身が人種的偏見を初めて経験したのも、子供たちの間ではやった名刺交換遊びの最中に、自分が差し出した名刺が白人の女の子に受け取りを即座に拒否されるという、学校での出来事を通してだった。

きらびやかな名刺(一枚10セント)を買って、交換するという考えが、ちっぽけな校舎で遊ぶ男の子と女の子の頭に何とはなしに芽生えた。みなは楽しく名刺を交換した。背の高い新しく来たばかりの女の子が、私の名刺を拒否するまでは。彼女は断固として、一瞥しただけで拒否したのである。ある種の唐突さとともに、私は悟っ

た。私が他とは違うのだということ。あるいは、おそらくは、心のありかたや生きること、希望することにおいては似ているが、彼らの世界からは、広大なヴェールによって排除されていることを。

(Du Bois, *Souls* 10)

アレントが見落としていたのは、人種隔離が黒人の尊厳を奪うものであるという単純な事実である。もちろん、これはアレントが他者（黒人）の立場にたって考えていないというごく簡単なことではある。と同時に、ここで強調したいのは、この見落としが、構造的な問題だということだ。人種隔離が黒人の尊厳を奪っているという事実を認識することは構造的に不可能だったのである。なぜか。逆説めいてはいるが、それは、法が人を全て平等に扱おうとするからである。黒人を平等に扱うという正にそのことによって、黒人の尊厳は無視されてきたのである。このことは、人種隔離を決定づけたあのプレシー判決を見れば明らかだ。

V. プレシー判決

そもそも、人種隔離が、劣等性を植え付けるものであるという議論は、プレシー裁判において、人種隔離の廃止を求める原告側訴訟団によって提起された問題だった。合衆国の最高裁判所はこの主張を全面的に否定した。最高裁判所は、プレシー判決で、人種隔離が「劣等性のしるし」を黒人に与えることを認めようとしなない。そして、「社会的偏見が立法によって克服できると、平等な権利を黒人に対して確保することが、白人と黒人を強制的に混合することによってしか達成できない」という考えを退ける。「立法は、人種的本能を根絶するには無力である」からだ。こう述べた上で、最高裁は、次のように結論づける。「ある人種が別の人種に対して社会的に劣っていると、合衆国の憲法は、両者を同じ水準に置くことはできない」と。つまり、法は、社会的不平等を矯正することはできないし、人種隔離の廃止、社会的不正の是正は、法律の問題ではないということだ。

われわれは、原告の主張の根底にある間違いは、二つの人種を強制的に分離することは、有色人種に劣等性のしるしをつけるという前提にあるのだと考える。もしこれがそのとおりなら、それは、法律にある何かによってそうなっているのではなく、有色人種が、そのような解釈を自らに与えているからだ。・・・また原告の議論は、社

会的な偏見は、法律によって克服することができるということと、二つの人種を強制的に混じり合わせることによって平等な権利を黒人に与えることが出来るという考えを前提としている。われわれはこれらの主張を受け入れることはできない。二つの人種が、社会的に平等な条件で接するようになるのは、自然に生まれてくる好意の結果 (“the result of natural affinities”) であり、お互いの長所を評価するからであり、個々人が自発的にそうすることに同意するからである。・・・法律は、人種による本能的傾向を抹消することはできないし、身体的な特徴に基づいた区別を廃止することもできない。そうするように努力したところで、困難に満ちた現在の状況を強調することにしかならないだろう。もし、両方の人種の市民的、政治的権利が平等であるならば、一方が他方より市民的に、政治的に劣っているというものはありえない。もし一つの人種がもう一方の人種より社会的に劣っているとしても、合衆国の法律はその二つを同じレベルに置くことはできない。(Plessy v. Ferguson 551-52)

黒人が劣っているのは、黒人がそう考えているからだ、という合衆国最高裁の主張はあまりにも無責任だとわれわれには思えるだろう。しかし、合衆国最高裁がこのような結論に達するのは、二つの人種を平等に扱おうとした結果なのだ。あるいは、厳密に客観的であろうとしているからなのだ。

法学者ローレンス・M・フリードマンは、プレシー判決における合衆国最高裁の態度を「冥王星人方式」(“the person-from-Pluto approach”) (54) と呼ぶ。

表面上法律のテキストや、実際の規則や法規は、ルイジアナ州の生活の現実を全く知らない宇宙人が、法のテキストを読んだだけで白人が優位にあるのか、あるいは黒人なのか、それともそのどちらでもないのか、といったことを知ることができるようなことば使いで書かれていてはならないのである。州がこのような文体上の条件を満たして法律を構築している限り、合衆国の最高裁は口出しするつもりなどなかったのである。(54)

法の文体の客観性は、法の支配の公平性・平等性だと理解されていたのである。人種隔離政策が平等であるのは、それが白人・黒人の両方に等しく適用されるからに他ならない。それが、「分離すれど平等」の意味である。先に挙げたチェスナットの小説の中で、電車の車掌がいみじくも述べるように、人

種隔離法の「すばらしさは、その厳格な公正さにある」(55) のだ。したがって、合衆国最高裁が、「社会的な偏見は、法律によって克服」できないと断言するとき、または、「もし一つの人種がもう一方の人種より社会的に劣っているとすると、合衆国の法律はその二つを同じレベルに置くことはできない」と述べるとき、これを合衆国最高裁の人種差別撤廃に対する消極性と解釈するのは間違いである。むしろ、ここでは、人種間の公平性が保たれるための積極的な努力が払われているのと理解すべきなのである。

そして、法は人種間の社会的不平等を是正することはできないとするプレシー判決は、人種隔離の撤廃を「社会的な領域」に押し込め、国家には社会的平等を強制することはできないとするアレントの主張と同じだ。プレシー判決の最高裁判事たちにとってもアレントにとっても、社会的不平等が国家によって人工的に矯正される問題ではないのである。というよりも、「人工的」にそれを矯正することは、間違いであり、悪なのである。これに対して、ブラウン裁判における黒人ロイヤールたちが求めていたことは、人種隔離の問題を、法や国家の力のおよばない「社会的領域」に閉じ込めるのではなく、基本的人権を侵害する「個人的な領域」の問題として捉えることにあったと言えるだろう。

人種隔離が、黒人の尊厳を傷つけるものであり、したがって基本的人権を侵害している、などという主張は極めて当たり前である。しかし、その当たり前のことが当たり前のこととして認識されていなかったことは強調されてよいはずだ。法の文体的客観性の維持のためであれ、あるいは政治学の精緻な理論化の結果であれ、個人の尊厳が傷つけられているという当たり前の認識が欠落しているのは、客観性や平等性といった観念を思弁的に追求した結果、人をアクチュアルな存在として見られなくなったことによって引き起こされた結果である。ブラウン裁判において人種隔離法を支持した被告側の弁護団の一人は、後年この訴訟を振り返って、南部で育った自分たちが「近視眼的なものの見方」をしており、「黒人の感情的、心理的に欲求に無神経」(Thompson 1694) であったと反省する。黒人を自分たちと同じ人間として見ることができなくなった南部人と同じ陥穽に合衆国最高裁の判事たちもアレントも陥っていたと言えるだろう。

それでは、アクチュアルな存在として人間を捉えるということはどのようにして可能なのだろうか。エリック・ホルダーであれば、歴史を学ぶことは

その方法の一つだと答えるだろう。プレシー判決における、人種間の社会的交際は、本来的に「自然な好意の結果」であり、「諸個人の自発的同意に基づいたものである」はずだ、という議論は、先に見たとおり、黒人歴史月間を「人工的な装置」と呼ぶエリック・ホルダーの考えと同じだ。違いは、ホルダーが、人種間に横たわる溝を人為的に埋めようとしている点にある。そして、それを可能にするものとしてホルダーが考えているのは、黒人歴史月間、つまり黒人の歴史を学ぶということなのだ。歴史を学ぶことこそが、個人の自発的な意思を動かさうとホルダーは考えている。彼自身のことばを使えば、過去を知ることこそが、「現在における理解と共感」に、そして「全ての人が価値あるものとして評価される未来」へとわれわれを導くのである（“Attorney General”）。

注

- 1 例えば、2011年のテーマは、“African Americans and the Civil War”で、2012年は、“Black Women in American Culture and History”である。
- 2 この事件とその当事者である黒人女子学生と人種統合に反対した白人女子学生の和解については、Margolick, *Elizabeth and Hazel* に詳しい。
- 3 この判決における黒人ロイヤーたちの活躍に関しては、Kluger, *Simple Justice* を参照。
- 4 これに対して弁護側は実際にそのような戦略をとった。つまり、施設の平等化がなされていないことを問題にすることで、隔離政策そのものの是非を問題にすることを避けようとしたのである。Thompson 参照。

引用文献

- Arendt, Hannah. “Reflections on Little Rock.” *Dissent* 6.1 (1959): 45-56. Print.
- “Attorney General Eric Holder at the Department of Justice African American History Month Program, February 18, 2009.” *Justice News*. United States Dept. of Justice, 18 Feb. 2009. Web. 9 Apr. 2012.
<<http://www.justice.gov/ag/speeches/2009/ag-speech-090218.html>>
- “Briggs v. Elliott Testimony of Kenneth Clark.” *Southern Education Foundation*.

- Southern Educ. Found, n.d. Web. 18 Nov. 2011.
<<http://www.sefatl.org/pdf/Briggs%20v.%20Elliott%20trial%20transcript-Clark.pdf>>.
- Brown v. Board of Educ. 347 US 483-96. Supreme Court of the US. 1954. *Supreme Court Collection*. Legal Information Instit., Cornell U Law School, n.d. Web. 9. Apr. 2012.
- Chesnutt, Charles W. *The Marrow of Tradition*. 1901. New York: Penguin, 1993. Print.
- Du Bois, W. E. B. "Does the Negro Need Separate School?" *Journal of Negro Education* 4.3 (1935): 328-35. Print.
- . *The Souls of Black Folk*. 1903. New York: Norton, 1999. Print.
- Friedman, Lawrence M. "Brown in Context." *Race, Law and Culture: Reflections on Brown v. Board of Education*. Ed. Austin Sarat. New Yoak: Oxford UP, 1997. 49-73. Print.
- Kluger, Richard. *Simple Justice: The History of Brown v. Board of Education and Black America's Struggle for Equality*. 1975. New York: Vintage, 2004. Print.
- Margolick, David. *Elizabeth and Hazel: Two Women of Little Rock*. New Haven: Yale UP, 2011. Print.
- Plessy v. Ferguson 163 US 537-564. Supreme Court of the US. 1896. *Supreme Court Collection*. Legal Information Instit., Cornell U Law School, n.d. Web. 9 . Apr. 2012.
- Thompson, Sydnor. "John W. Davis and His Role in the Public School Segregation Cases—A Personal Memoir." *Washington and Lee Law Review* 52 (1996): 1679-95. Print.
- Whitman, Mark, ed. *Removing a Badge of Slavery: The Record of Brown v. Board of Education*. Princeton: Wiener, 1992. Print.
- Williams, Juan. *Eyes on the Prize: America's Civil Rights Years 1954-1965*. New York: Penguin, 1987. Print.